

定 款

TRE ホールディングス株式会社

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、TRE ホールディングス株式会社と称し、英文では TRE HOLDINGS CORPORATION と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営む会社及びこれに相当する事業を営む外国会社の株式又は持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。

1. 産業廃棄物及び一般廃棄物の収集運搬、処理、処分及び施設の管理運営並びにその受託
2. 廃棄物を原材料とした製品及び商品の製造、加工並びに販売
3. 廃棄物の減量化、再利用及び再資源化に関する企画、設備の開発及び運営並びにその受託
4. 鉄鋼、非鉄及び特殊金属原料の集荷、加工処理、販売、仲介並びに斡旋
5. 家電製品及び自動車等の資源リサイクル業
6. 金属製品の販売
7. 再生可能エネルギー発電事業及び電力の販売
8. 発電及び環境プラントに基づく熱及びガスの製造並びに販売
9. 山林及びバイオマス資源の開発、管理、運営、販売並びにその受託
10. 計量証明事業
11. 環境アセスメント調査（生活環境影響調査）事業
12. 環境プラントの設計、据付、保守、売買及び技術指導
13. 環境エンジニアリング事業
14. 土木及び建築工事の設計、施工、監理並びに請負
15. 一般貨物自動車運送事業
16. 解体工事業
17. 古物の売買
18. 土砂の採取及び販売
19. 各種情報システム及びソフトウェアの企画、開発並びに販売
20. 農畜産物、水産物及び食料品の製造、加工並びに販売
21. 不動産の鑑定、売買、賃貸、仲介及び管理
22. 教育、出版及びスポーツ施設の企画並びに運営に関する事業
23. 損害保険の代理業
24. 太陽電池・電力貯蔵装置・燃料電池等のエネルギー関連機器の制御と監視
25. 電力貯蔵装置、SAF（持続可能な航空燃料）及び水素をはじめとする新燃料の開発・製造・販売事業
26. 水素、メタン、アンモニア、メタノール、その他アルコール類の製造、貯蔵、運搬、販売に関わる事業
27. データセンターの運用及びこれに付帯する機器の販売、貸与等の事業
28. 前各号に附帯する一切の業務

②当社は、前項各号に掲げる事業を営むことができる。

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を東京都千代田区に置く。

(機関)

第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、200,000,000株とする。

(自己株式の取得)

第7条 当会社は、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株主の権利制限)

第9条 当会社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利

(単元未満株式の買増し)

第10条 当会社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる株式を売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿管理人)

第11条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- ② 株主名簿管理人及びその取扱い事務所は、取締役会決議によって選定する。
- ③ 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式並びに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においては取扱わない。

(株式取扱規則)

第 12 条 株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、単元未満株式の買取り、その他株式並びに新株予約権に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手續等については、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

(基準日)

第 13 条 当会社は毎年 3 月末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- ② 前項のほか、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者としてすることができる。

第 3 章 株主総会

(招集)

第 14 条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度の終了後 3 か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

(招集権者及び議長)

第 15 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定められた順序により、他の取締役が招集する。

- ② 株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定められた順序により、他の取締役が議長となる。

(電子提供措置等)

第 16 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとるものとする。

- ② 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(議決権の代理行使)

第 17 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- ② 前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

(決議の方法)

第 18 条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 会社法第 309 条第 2 項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を

除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上にあたる多数をもってこれを行う。

(議事録)

第19条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、議長及び出席した取締役が記名押印又は電子署名する。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第20条 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く)は、12名以内とする。

② 当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。

(取締役の選任)

第21条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

② 取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

③ 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第22条 取締役(監査等委員である取締役を除く)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

② 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

③ 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第23条 代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。

② 代表取締役は、会社を代表し、会社の業務を執行する。

③ 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長1名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集するものとする。取締役会の議長については、取締役会において定める取締役会規程によるものとする。

(取締役会の招集通知)

第25条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

- ② 取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法)

第 26 条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもってこれを行う。

- ② 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会決議があったものとみなす。

(取締役会の議事録)

第 27 条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。

(重要な業務執行の決定の取締役への委任)

第 28 条 当社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

(取締役会規程)

第 29 条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬等)

第 30 条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第 31 条 当社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む）の会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

- ② 当社は、取締役（業務執行取締役等である者を除く）との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第 5 章 監査等委員会

(常勤の監査等委員)

第 32 条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の招集通知)

第 33 条 監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査等委員に対して発す

- る。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
- ② 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会の決議方法)

第 34 条 監査等委員会の決議は、監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもってこれを行う。

(監査等委員会の議事録)

第 35 条 監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印又は電子署名する。

(監査等委員会規程)

第 36 条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第 6 章 会計監査人

(会計監査人の設置)

第 37 条 当社は、会計監査人を置く。

(会計監査人の選任)

第 38 条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第 39 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- ② 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第 40 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

(会計監査人の責任免除)

第 41 条 当社は、会計監査人との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第 7 章 計算

(事業年度)

第 42 条 当社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月末日までとする。

(期末配当)

第 43 条 当社は、毎年 3 月末日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当を支払う。

(中間配当)

第 44 条 当社は、取締役会の決議によって、毎年 9 月末日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第 454 条第 5 項に定める剰余金の配当を支払うことができる。

(剰余金の配当等の決定機関)

第 45 条 当社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によることができる。

(配当金の除斥期間)

第 46 条 配当金が支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当社はその支払いの義務を免れる。

② 未払の配当金には利息をつけない。

附則

(本店所在地変更の効力発生日)

第 1 条 定款第 3 条の変更は、2026 年 9 月までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって効力を生ずるものとする。なお、本条の規定は、本店移転の効力発生日経過後にこれを削除する。

2026 年 6 月 23 日改定